

(L/5814. 1985年7月18日採択)

【事実の概要】

本件で問題になったのは、ニュージーランドの電気委員会の入札に対してフィンランドの輸出業者（以下「A社」）の落札した2台の変圧器（トランスフォーマー）に関するダンピング課税である。

1982年1月29日に入札が締め切られ、2台の変圧器の購入契約がA社と結ばれたが、それに対して同年3月17日に入札に参加したニュージーランドの企業（以下「B社」）がニュージーランド関税当局に対してA社のダンピング提訴を行った。

A社の2台の変圧器は、1983年2月10日にニュージーランドに陸揚げされたが、関税大臣のダンピングの仮決定によって、通常の関税のほかに18,560ニュージーランドドルが仮のダンピング防止税として徴収された。この仮の防止税は同年9月19日に輸入業者に払い戻された。1984年2月にニュージーランド関税大臣は、問題の2台の変圧器は正常価額以下で輸入され、その輸入によってニュージーランドの変圧器製造業が実質的な損害を被ったと認定し、申し立てられたダンピングマージン全額に等しいダンピング防止税を、1982年6月に遡って賦課すると決定した。総額49,543ニュージーランドドルにのぼるダンピング防止税は、1984年7月17日に支払われた。なお、1982年4月から1983年3月までのニュージーランドの変圧器市場で、輸入品が占めた割合は2.4パーセント（MVA換算）であった。

この問題について、フィンランド政府とニュージーランド政府は一般協定23条1項にもとづいて協議を行ったが不調に終わり、1984年9月21日にフィンランド政府は締約国団にパネル設置を要請した。同年10月2日ガット理事会は、パネル設置を決定し、11月8日にパネルが発足した。

パネルにおける両国の主張はダンピングと損害の2つの論点を巡ってのものである。ダンピングについてのフィンランドの主要な議論は次の通りである。1) A社はダンピング価格で販売しておらず、ニュージーランドは架空の資料に基づいて計算した、2) 調査対象企業が許された期間内に要求された情報を要求された形式に従って提出できなかったとしても、真実性が疑わしい場合以外は、当該資料に基づいて調査すべきであるが、本件で

は、A社提出の資料が不十分であるとして他から入手した実際の生産費とは無関係の資料に基づいて正常価額の計算が行われた。

ダンピングについてのニュージーランドの主要な反論は、次の通り。1) 一般協定6条1項で認められた生産費等からの積算による価額決定方式を選択し、A社に積算資料の提供を求めたが、十分な資料が提供されず、他から得た資料を合わせて積算せざるを得なかった。フィンランドの議論によれば、ダンピングの疑いのある企業が調査を妨げることができることになる。2) 実際の積算はフィンランドの他の輸出業者からの聞き取りや金属市場の市場価格等に基づいており、架空のものではない。

損害についての、ニュージーランドの主要な主張は次の通り。1) ニュージーランドはADコードの当事国ではないので、ADコード及びその実行に基づく解釈は適用されない。2) 価格差の決定方法についての調査は一般協定6条2項、6条1項によって許されるが、同6条6項a号は、実質的な損害が発生し又は発生するおそれがあるとの決定を締約国が行える趣旨であり、他の締約国又は機関は当該締約国が損害の決定を行ったかどうかを調査できるが、決定の中身を調査又は審査することはできない。3) B社はニュージーランドの変圧器製造業で92パーセントのシェア（1983年）を占めてニュージーランド産業界を代表しているということができ、B社への実質的な損害は、ニュージーランド産業への一般協定6条の意味での実質的な損害を意味する。ニュージーランドの変圧器市場はアンペア数によって分割されていると考えるべきであるが、本件で問題になった変圧器の属するアンペア数の市場では、当該変圧器の輸入当時B社は急激な売上減少に襲われており、また本件の契約が落札できなかったことによってB社は多大な得べかりし利益を失い、業績はさらに悪化した。4) 変圧器輸入の急激な増加は競争を増大させ、変圧器業界の投資意欲を減退させており、本件のような正常価額以下での輸入が行われれば、状況はさらに悪化することが予想され、実質的な損害のおそれに直面する。

損害についてのフィンランドの反論は次の通り。1) 一般協定6条6項a号は輸入国に損害決定に関する完全な裁量を与えたものではなく、国際的なルール、確立された慣行等を遵守しなくてもよいのではない。2) ニュージーランドの主張する変圧器の市場分割は認められるものではなく、全体として見なければいけない。3) 当該輸入によって損失が発生したという議論、またニュージーランドの業者が特に脆弱であるという議論も受け入れられない。4) 変圧器の輸入時に国内業者が困難な立場にあったとしてもフィンランドからの輸入量は重要なものではない。5) 得べかりし利益の損害は、ダンピング手続きを

発動させるほど「実質的な」ものではなく、損害のおそれについても、当該契約は1回限りのもので繰り返されるものではない。

【報告要旨】

本パネルは、一般協定6条、特に1、2、6項a号に基礎をおいて審議した。

第1の問いは、フィンランド輸出業者が一般協定6条の「ダンピング」を行ったかどうかである。問題となった変圧器は、注文品のために国内価格がなく、そのためにニュージーランド当局は、一般協定6条1項b号(ii)の生産費等に基づく積算法によって正常価額を決定した。当パネルは、A社がニュージーランド当局が生産費積算法によって計算しうるに必要な原価資料を提供しなかったと判断する。したがって、ニュージーランド当局が他の源泉から得た価格構成要素に基づいて積算したのは正当である。

ダンピング決定についてニュージーランド当局が用いた価格構成要素の妥当性の証拠については、一般協定6条は特定のガイドラインを定めていないが、特定のケースに用いる方法は合理的なものと推定されるものでなければならない。当パネルは、ニュージーランドのダンピング決定に異議を述べる根拠がないと判断する。

ダンピングされた產品によって実質的な損害が発生したかどうかの決定の責任は、第1次的には輸入国当局にあるが、その決定が他の締約国によって問題にされたときには、それを審査できないわけではなく、問題にした国は一般協定23条に基づいてガット締約国団に付託することができる。

ダンピング提訴を行ったB社はニュージーランドの変圧器生産の92パーセントを占めており、ニュージーランドの変圧器産業を代表する。これはダンピング及び相殺関税に関する専門家グループの報告書の結論とも一致する。

変圧器産業を変圧器のアンペア数によって分割するという議論は、特にB社がすべての範囲の変圧器を製造しているという事実に鑑みて採用できない。判断の対象となるのは、ニュージーランド変圧器業界の全体的な健全性である。

ニュージーランドの変圧器業界は、輸入の増大によって損害を被っているかもしれないが、本件で問題になった変圧器は該当期間総販売量の些少な部分でしかなく、その損害の原因となり得るものではない。B社の得べかりし利益を失ったことが一般協定6条の重大な損害に当たるという解釈はとれない。

ニュージーランドのいう実質的な損害のおそれについても、ニュージーランドの変圧器

輸入先は多数の国にのぼっており、その中でフィンランドの占める割合が小さいという構図は、将来大幅に変化するとは考えられず、一般協定6条のいう実質的な損害のおそれがあるとは言えない。

したがって、ニュージーランド当局が課したダンピング防止税は一般協定6条6項a号に反し、それゆえにこの措置は他の締約国の利益の無効化または侵害のケースと一応言い得る。

当パネルは、理事会に対してニュージーランドがダンピング決定を取り消し、ダンピング防止税を払い戻すよう勧告することを提案する。

【解説】

1. 本件で取り上げなければならない論点は、ダンピングに関するものと理事会の権限に関するものである。

2. ダンピングについても論点は多岐にわたる。第1に問題にしなければならないのは、ダンピング決定の根拠となる資料である。フィンランドは、ダンピングの有無の決定は輸出企業の資料に基づくことを原則とすべきであると主張し、他の源泉からの資料に基づく本件ダンピング決定を違法と主張したが、パネルはこの議論は採用しなかった。輸出企業の資料の提出の仕方によってダンピング決定が左右されるべきではないというニュージーランドの議論が採用されたとみるべきである。

3. ダンピングの第2の論点は、損害の決定権限の問題である。ニュージーランドは、決定権はもっぱらダンピング課税国にあると主張し、他国または、パネルの審査権を一般的に否定したが、パネルはこの議論を採用しなかった。この点は、1955年の「スウェーデン・ダンピング防止税事件」⁽¹⁾においてパネルが採った立場を踏襲したものである。

4. ダンピングについての第3の論点は、損害が「実質的」であることの意義である。本件においては、ダンピングが正当とされ、そのダンピング行為によってB社が落札できなかった以上、ダンピングによってB社に損害が発生したことは疑いない。問題は、それを一般協定6条のいう「実質的な損害」と言いうるかである。本パネルは、それでは足りないと判断した。

5. ニュージーランドは、B社1社の損害でも変圧器業界でのB社のシェアによってニュージーランド変圧業の損害とということをも主張したが、パネルはこの点をB社のダンピング提訴資格との関連で肯定した。ところでダンピング提訴資格の問題はニュージーラン

ドの入っていないADコードの規定するところで、一般協定にはこの点に関する規定はない。このことは、パネルがADコード未加入の国であっても一般協定の解釈原則としてADコードに拘束されることを暗に示唆したものであろうか。本パネル判断だけからこの点を結論するには若干躊躇が感じられる。

6. パネル、引いては理事会の権限については、本パネル判断がニュージーランドに本件で問題になったダンピング防止税の還付を要求したが、パネル、引いては理事会がこのような特定履行を要求することができるかが問題である。この点は、後の1990年の「シームレス・ステンレス鋼管ダンピング課税事件」⁽²⁾にも踏襲され、現在でも大きな議論となっている。

〈注〉

(1) BISD, 3d Supp., 81.

(2) ADP/47

(小 寺 彰)